

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和3年6月30日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年6月30日(水曜日)

午前9時59分開議
午前10時45分休憩
午前10時52分開議
午前11時37分休憩
午後0時29分開議
午後1時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第6号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 第六次熊本県環境基本計画の策定について

報告第1号 令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第3号 令和2年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 令和2年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 令和2年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 令和2年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

請第25号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第26号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第27号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願

請第30号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充について国への意見書提出を求める請願

請第31号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める請願

委員会提出議案 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和2年度)
- ③熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(第4次)の策定について
- ④第11次熊本県交通安全計画の策定について
- ⑤第4次熊本県消費者基本計画の策定について
- ⑥第5次熊本県男女共同参画計画の策定について
- ⑦熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて
- ⑧「ようこそくまもと観光立県推進計画」(2021-2023)の策定について

出席委員(7人)

委員長 松村 秀逸

副委員長 大 平 雄 一
 委 員 城 下 広 作
 委 員 松 田 三 郎
 委 員 鎌 田 聡
 委 員 西 村 尚 武
 委 員 坂 梨 剛 昭

欠 席 委 員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 藤 本 聡
 政策審議監 小 原 雅 之
 環境局長 波 村 多 門
 県民生活局長 手 嶋 章 人
 環境政策課長 江 橋 倫 明
 水俣病保健課長 原 田 義 隆
 首席医療審議員 山 口 喜久雄
 水俣病審査課長 枝 國 智 子
 環境立県推進課長 吉 澤 和 宏
 環境保全課長 西 村 浩 一
 自然保護課長 前 田 隆
 循環社会推進課長 小 原 正 巳
 くらしの安全推進課長 田 元 雅 文
 消費生活課長 福 永 公 彦
 男女参画・協働推進課長 木 村 和 子
 人権同和政策課長 鈴 和 幸

商工労働部

部 長 藤 井 一 恵
 総括審議員
 兼政策審議監
 兼商工雇用創生局長 三 輪 孝 之
 産業振興局長 内 藤 美 恵
 商工政策課長 市 川 弘 人
 商工振興金融課長 増 田 要 一
 労働雇用創生課長 中 川 博 文
 産業支援課長 大 下 慶
 エネルギー政策課長 上 塚 恭 司
 企業立地課長 工 藤 晃

観光戦略部

部 長 寺 野 慎 吾
 政策審議監 府 高 隆
 観光交流政策課長 久 原 美樹子
 観光企画課長 脇 俊 也
 観光振興課長 川 寄 典 靖
 販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三
 企業局

局 長 國 武 慎一郎
 総務経営課長 亀 丸 明 弘
 工務課長 伊 藤 健 二
 労働委員会事務局

局 長 谷 口 誠
 審査調整課長 舟 津 紀 明

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時59分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第25号、請第26号及び請第27号について、提出者から趣旨説明の申出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第25号、請第26号及び請第27号についての説明者を入室させてください。

(請第25号、請第26号及び請第27号についての説明者入室)

○松村秀逸委員長 説明者の方へ申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、請第25号、請第26号及び請第27号について、一括して御説明をお願いします。

(請第25号、請第26号及び請第27号の説明者の趣旨説明)

○松村秀逸委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引取りください。

（請第25号、請第26号及び請第27号の説明者退室）

○松村秀逸委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対象として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて、議案等に関する説明を求めることとしました。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部、企業局の議案の審査を行います。

その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いします。

説明は、効率的に進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、令和2年7月豪雨災害に関連した公費解体の進捗状況について御説明いたします。

公費解体については、23の市町村で実施し、申請件数は全体で2,449件、うち5月末時点で約40%の公費解体が完了しております。

また、14の市町村では全ての公費解体が完了しております。工事の発注率も全体で70%を超えるなど、順調に進んでいる状況です。

12月末の処理完了の目標に向け、引き続き、被災市町村をしっかりと支援してまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につ

きまして、御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係1件、計画策定1件、報告2件でございます。

まず、第1号議案の令和3年度熊本県一般会計補正予算でございますが、説明資料の1ページをお願いいたします。

環境生活部、総額3億9,500万円余の増額をお願いしております。

その内容は、市町村が行う水道施設整備及び令和2年7月豪雨により発生した災害廃棄物の処理に要する経費でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和3年度の予算総額は、182億2,000万円余となります。

次に、第16号議案の第六次熊本県環境基本計画の策定についてでございます。

環境立県くまもとの実現に向け施策を推進していくため、今年度から5年間の計画を策定するものでございます。

この計画の中で、2030年度の温室効果ガスの削減目標について、全国トップレベルとなる50%削減を目指すこととしております。

これまで以上に、県民や事業者の皆様と力を合わせ、2050年県内CO₂排出実質ゼロの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、報告でございます。

報告第1号の令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、水生生物保全類型指定事業費など8事業につきまして、総額7億1,100万円余を令和3年度へ明許繰越しを行うものでございます。

また、報告第3号の令和2年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、国立公園満喫プロジェクト推進事業費につきまして、総額5,500万円余を令和3年度へ事故繰越を行うものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項として、水俣病対策の状況についてなど6件御報告いたしま

す。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

環境整備費について、900万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

水道施設整備事業につきまして、水道事業交付金において国からの増額内示及び4月1日の交付金取扱要領改正に伴い、市町村から追加要望を受け増額をお願いするものでございます。

この事業は、市町村が実施します水道施設の耐震化等に対して補助するもので、市町村の要望額総額の確保をお願いするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書ですが、上段の水生生物保全類型指定事業費は、水生生物の調査費等で、884万円余を繰り越しております。

繰越理由ですが、令和2年7月豪雨の影響で、類型指定予定の球磨川を含む県南地域の河川環境が大きく変化したことにより、調査に時間を要したためでございます。

中段の水道施設整備事業費は、市町村と水道事業者が実施する耐震化等水道施設整備に関する交付金1億3,200万円余を繰り越しております。

繰越理由は、補助事業者において、関連する他事業との調整等に時間を要し、事業進捗が遅れたためでございます。

下段の水道広域化効果調査研究事業は、水

道事業の広域連携等の効果に関する調査で、2,000万円を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、令和2年7月豪雨の影響により、調査に必要な市町村からの情報の収集等に時間を要したためでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

1ページおめくりいただいて、資料の4ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書です。

1段目の自然公園観光施設等整備事業費でございますが、樅木園地のトイレ改修ほか2か所で380万円余を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、令和2年7月豪雨災害復旧事業等との調整に不測の時間を要したため、繰越しとなったものです。

2段目の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費でございますが、富岡園地の歩道、トイレ改修ほか3か所で3,080万円余を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、施設改修に伴う整備内容の検討や設計等に不測の日数を要したため、繰越しとなったものです。

3段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、大観峰園地のトイレ改修、また、阿蘇山上の施設整備等を行うもので、4億740万円余を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、施設整備に係る地元調整、設計等に不測の日数を要したため及び国の令和2年度3次補正の交付決定が令和3年3月になったため、年度内に十分な工期を確保できなかったことによるため、繰越しとなったものです。

4段目の自然公園施設等災害復旧費でございますが、坊中野営場のトイレ補修等ほか8か所で1,960万円余を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、復旧方法の検討及び

設計に不測の日数を要したため、繰越しとなったものです。

いずれの事業も、年度内完了を予定しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越し計算書です。

国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、大観峰園地のトイレ排水改修や阿蘇中岳中央火口見学エリアの整備で5,590万円余の事故繰越しとなっております。

繰越しの理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして排水管等資材確保が困難になったこと及び阿蘇山の火山活動が活発となったことによる噴火対策や立入り規制などに伴い工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したためです。

いずれも、年内に完了見込みです。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料、続く6ページをお願いいたします。

補正予算について御説明いたします。

上段の公害対策費として、3億6,700万円余をお願いしております。

中ほどの財源内訳に記載のとおり、全額が国支出金です。

内容につきまして、右側の説明欄をお願いします。

環境保全基金積立金ですが、これは、令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物の処理を行う市町村に対し助成を行うための基金への積立でございます。

続いて、下の段は、環境整備費として、1,800万円余をお願いしております。

右側、説明欄をお願いいたします。

災害廃棄物処理基金補助事業でございます。

これは、ただいま資料上段で御説明いたしました基金積立金を使いまして、7月豪雨に伴う災害廃棄物の処理を行う市町村に対し助成を行うものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

説明資料、7ページをお願いいたします。

令和2年度熊本県一般会計繰越し明許費繰越し計算書でございます。

くまもと県民交流館施設整備事業費として、8,910万円を計上しております。

昨年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、くまもと県民交流館パレアの換気を強化する空調ユニット36基の更新費用として、8,910万円を御承認いただきました。

この繰越しの理由につきましては、右側説明欄のとおり、これらの空調機器がいずれも受注生産であり、調達に不測の日数を要したため、今年度に繰り越させていただきます。

更新工事は、4月に着工し、現在更新はほぼ完了しております。

また、完了したもののから順次運転を開始しており、外気導入量の最大化による換気の強化が図れております。

男女参画・協働推進課は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

資料をおめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

第六次熊本県環境基本計画の策定についてでございます。

本計画は、分野の基本計画となりますので、議決が必要となります。

内容につきましては、お手元にA3の横表が配付してあるかと思えます。表題が、第六次熊本県環境基本計画となっております。こちらをお願いいたします。この資料で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、施策の方向性を記載しております、4行目から5行目、第4編、分野別計画から説明させていただきます。

まず、第1章、ゼロカーボン社会・くまもとの推進です。

右のグラフを御覧いただけますでしょうか。黒い点線ですが、2050年の温室効果ガス排出量は、現在の取組の継続だけでは基準年度である2013年度に比べ37.6%しか削減しないということが予測されております。

これを、左側に書いております①から④の4つの戦略で段階的に削減させていただきます。

まず、①の省エネルギーの推進を徹底して、使うエネルギー自体の総量を減らさせていただきます。

次に、②エネルギーシフトとして、ガソリンや灯油など使用時にCO₂を排出する燃料から電気や水素など使用時にはCO₂を排出しない燃料に転換します。

その上で、再生可能エネルギー等を増やすなど、③の電気のCO₂ゼロ化を図ります。

それでも残るCO₂については、④の森林吸収源等によるCO₂実質ゼロ化をすることによって、右側のグラフにつきましても、下側の赤い点線の軌跡をたどり、2050年に実質ゼロになることを目指すというものでございます。

次に、左側の中間目標でございますけれども、2月の常任委員会で本計画の概案を御説明しましたけれども、その中では温室効果ガスの削減目標を40%と御報告してござい

ました。その後、4月22日の気候サミットにおいて、菅総理が国の温室効果ガス削減量を46%の削減を目指す、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくとの方針を表明されました。

これを踏まえ、議案説明や答弁で知事が表明させていただきましたとおり、50%削減を目指す取組を進めてまいります。

次に、中段の部門ごとの施策の方向性等についてです。

家庭部門では、住宅の断熱の推進やZEH、ゼロ・エネルギー・ハウス、太陽光発電、再エネの導入などを進めてまいります。

続きまして、産業、業務部門では、設備転換時の電化設備への誘導や主要企業と連携した課題解決に取り組んでまいります。

運輸部門では、エコドライブや電気自動車など次世代自動車の導入促進、廃棄物部門では、業務用冷蔵庫等で使用されるフロンガス等の回収を促進してまいります。

下段の横断的な取組として、部門ごとで取まらない再エネ導入、森林整備等によるCO₂吸収源対策の推進、4月の委員会で分かりやすく、親しみやすく御指摘をいただいております県民運動として、具体的な取組を本年度中にお示ししたいと思っております。

続きまして、第2章、循環型社会の推進についてです。

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進のほか、発電などエネルギー回収効率を高めた廃棄物処理施設の整備を推進するとともに、海洋プラスチックごみ削減や災害廃棄物の適正処理の体制整備など、昨今の課題にも対応してまいります。

次に、右側になりまして、第3章、熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現です。

ベーシックな自然保護の取組に加え、再生可能エネルギーの活用のため、地熱発電の導入促進と温泉資源保護の共存の視点からの検討も行います。

第4章、安全で快適な生活環境の確保では、地下水涵養対策である水田湛水事業の拡大など、一般的な環境保全の取組を期待しております。

続きまして、第5章、リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進では、(1)気候変動の影響への適応、(2)大規模災害への備え、(4)球磨川流域における「緑の流域治水」の推進などについて記載させていただいております。

その他、第6章、環境立県くまもと型未来教育では、未来を支える人づくりなど、次世代のゼロカーボン社会・くまもとを担う人材と地域の育成について記載しております。

また、第7章では、持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくりとして、環境アセス等環境を守る制度について記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○西村尚武委員 4ページの商工費、観光費ですね。これで、天草・富岡園地の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費が3,088万円余繰り越されていますが、不測の日数を要したという部分で、もう少し具体的に、簡単でいいですけども教えていただきたいということと、この3,088万円余の件は、今年度達成できるのかということをお尋ねしたい。

○前田自然保護課長 西村委員のお尋ねでございますけれども、この事業につきましては富岡園地ほか3か所で、富岡園地につきましては2,200万ほど繰り越しておりますけれども、これは、具体的な事業の中身につきましては、木道と申しまして、木製の歩道やトイレ改修を行うものでございまして、これにつきましては、見積りを取るのにちょっと時間がかかったということでございます。

ほかにもまた、例えば富岡ビジターセンターの改修設計などにつきましては、苓北町に委託しておりますところの意見調整とかそういったもので時間がかかっております。

これにつきましては、いずれにしても年度内に事業は終わる予定でございます。

○西村尚武委員 分かりました。金額の大きな事業でもあるし、これはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 最後に御説明がありました第六次熊本県環境基本計画、課長にか、もしくは場合によっては部長になろうかと思いません。

ちょっと抽象的な話になるかもしれませんが、事前に頂いておりましたので、隅から隅まで、この本編を含めて、隅から隅までまだ読んでおりませんが、もしかするとどこかに書いてあるかもしれません。

さっきの課長説明にもありましたように、菅総理はじめ、国も一種の国際公約のような形になっている。県もそれに合わせ、あるいはもともと独自の部分も含めて今度の案をつくられたんだろうと思っております。それはそれで別に否定するものではございませんが、これは全国的にそうかもしれませんが、例えば、ゼロカーボンといった場合に、一種

の、骨太の方針にも入っているように、成長戦略の1つで、それに合わせられる企業は新たな投資をすとか、その時流に乗ると非常に利益を出せるというようなことはもちろんすぐ想像できますが、なかなか、それにぶら下がっているところとか、あるいは逆にどんどん炭素を出していた産業とか企業で、急に方向転換というのもそう簡単にはできないだろう。そういう意味で、全国、日本もそうだろうけれども、熊本県内においても、その産業構造の変換、転換、あるいは各企業においても、そういうことをどうしても考えざるを得ないという部分が出てくるんだろうと思います。

そこで、例えば、環境生活部でこの計画をつくり出すというときに、もちろん環境生活部ですから環境を最大限重視した計画をつくられると思いますが、さっき言いましたように、それに落ちこぼれるとは言いませんけれども、なかなか対応しにくい、対応できない企業、事業所等については、県庁で言うと商工労働部がやりますよというようなことなのか、いやいやそうは言っても、環境の中でもできるだけ、一部承知した場合の補助があるという話でございますが、ちょっとは考えておりますよというその辺のバランスなり調整というか、県庁内の、あるいは環境生活部内のというのが、今後どういう方針なのかというのがあれば教えていただきたいと思いません。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

今から、企業にとっても、非常に難しい転換が始まる時代になってくると思います。

まず、環境生活部としましても、主要な企業と一緒に、今後どう対応していくかということ、まず7月から勉強会を開催することとしております。

最初は、大規模な企業とまず行うというこ

ととしておりましたけれども、環境保全協議会、県内の中小企業も含めて参加いただいておりますので、そちらにお声かけをしたところ、我々も一緒に聞きたいということで、会長が参加いただくということになりました。

趣旨としましては、大手の企業はどのように取り組んでいこうと思っているのか、2050年というこのスパンの中で何に取り組んでいこうということをしているのかということ、をまず学び、そこを併せて地元にも波及させていきたいという趣旨で御参加いただくことでしたので、まずはそういった大きな流れの中で、どういう取組をしていかなければならないというものを、大きな企業から小さな地元の企業にまで、今度の検討会の中で広がっていただければと思っております。

また、大手の企業のほうからも、地元のいろんな技術だったりとか、それがゼロカーボンにつながるできないかというような話もあっております。

それができたら、熊本県内の新たな産業という形にも形づくっていくことができるかもしれませんので、そういった取組をさせていただければなと思っております。

それでも、先生がおっしゃるように、なかなか今CO₂を排出して時流に乗っていけないのではないかという会社もあられるかと思えますけれども、そういったところにつきましては、例えばですけれども、今ボイラー等で石炭だったり重油を使っておられる会社とかにつきましては、計画書制度ということで、今どういうものを使っているということ、を県に報告をいただくという制度を、新たに制度を少し見直そうと思っております。その中で、そういう施設の改修時期ということを私どもで見定めながら、電化への転換だったり省エネルギー設備への転換だったり、そういうことを図っていきたく思っております。

その中でも、なかなか難しいというところ

がまた出てくるかもしれません。そこにつきましては、まずこの50年までというスパンの中で、商工労働部と一緒に、知事からも全庁を挙げて取組を進めよというようなことで御指示いただいておりますので、各部とも連携しながら、また検討していかなければならないのかなと思っております。

○藤本環境生活部長 今課長が申しましたようなことで進めていくんですけれども、知事の答弁で、今回内野議員に申しましたけれども、CO₂削減というのは単なる削減にとどまらずに、確かに気候変動がありますので、気候変動から県民を守るという側面はもちろん基本線としてありますけれども、CO₂削減が技術革新ですとかそういうことを必ず伴いますので、これが新たなビジネスチャンスというんでしょうか、新しいビジネスの創出ということで知事、答弁しましたけれども、企業にとっても今なかなか——取り組まなければいけないけれども模索しているという企業も多うございますので、皆さん意識はかなりあると思うんです。だから、そこをやっぱり成功事例もつくって、これはやっぱり経済の活性化にもつながるんだというところをぜひ見せて、細かい中小企業、たくさん、大小あると思うんですけれども、課長が申しました、私どもは事業計画制度を持っていますので、その中で設備の更新時期なども把握できますので、そういうところで設備の省エネ化の御提案を申し上げたり、それから企業との懇談の中では金融機関にも入ってもらうことにしておりますので、その金融機関もまさにチャンスですので、そういうところも取り込みながら、何というんですか、行政的な発想じゃなくて、まさに経済として、基本は、気候変動から県民を守るんですけれども、経済としても回るような、そういう見せ方ができればなど、事例ができればなどというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 最後に部長がおっしゃったように、最後の部分の見せ方というのは重要だと思います。どちらかという、環境を強調したりとかすると、何か事業者からすると、制約が大きくなり過ぎるんじゃないかという誤解もあろうかと思っておりますので、部長、課長がおっしゃったような新たな産業のチャンスでもあるという意味では、全県的に、みんながハッピーになるように、せっかく計画をつくるわけでしょうから、まさに知事がおっしゃる全庁的に、商工だけではなくて、そういう連携を取って進めていただきたいと思っております。

以上です。

○城下広作委員 では、ちょっと関連で、せっかくですから。

このゼロカーボンの実現というのは、大変大事だし、知事も力を入れて頑張っていることはよく理解しております。

恐らく、熊本県も全国に比べて、かなり大きい目標で頑張っているというのは、そういう決意の表れで、こういうマスクがあると思うんですね。私たちもこの委員会と特別委員会でも環境に関係する委員会で頂きました。

これはどうなんですかね、県職員の方は環境関係のところだけが使用されているのか。もう少し、このマスクを通して、これは何ねて、逆に注目を与えて、いわゆるこれがゼロカーボン社会、そういうような形の戦略で、これはどのくらい普及させていくのか、どういうふうにPRするのかとちょっと分かりません。このマスクの分の戦略をちょっと教えていただきたい。

○吉澤環境立県推進課長 ありがとうございます。すみません、今日は先生方のお席にマスクを配らせていただいております。

戦略というのは、まずは今日、先生方にお配りして、いろんな場ではめていただくことによって、これは何かと、今城下先生がおっしゃったように話すきっかけをつくらせていただきまして、先生方にもゼロカーボンということの必要性ということを大きく言っていただければという思いでございます。

今先生がおっしゃったように、県庁全体、これを広報マンとして活用するためには、一つのツールということまでは考えありませんでした。部数が、そこまでは作っておりませんでしたけれども、今後、部数をどうするかということも含め、県職員の活用ということも含めて、また検討させていただきます。

○城下広作委員 私は、なるべくこれをつけて、洗濯して、そして熊本県は仕事頑張りよると宣伝はしたいというふうに思っております。やっぱり注目されるような形で、せっかく作ったものですから、この予算が生きていくような形で、そして啓発につながるような形になればなというふうに思っております。

頑張ってください。

○鎌田聡委員 すみません、この関連で、基本計画についてですけれども、分厚いほうの123ページから気候変動の影響への適応ということで書かれておりまして、今まさにゼロカーボンも含めて気候変動に適応していくということで、124ページに、これは質問でも申し上げてまいりましたけれども、県の気候変動適応センターを設置しますということでございますけれども、これはどういう形で、どのくらいの規模感でやるのか。結構いろんな情報収集とかいろんな分析、そして助言とか、大変な作業になってくると思いますので、しっかりとこの体制をつくっていただきたいと思っておりますけれども、どういう形でいつ頃設置されるのか教えていただきたい。

○吉澤環境立県推進課長 適応センターにつきましては、ここの計画にも書いておりますけれども、やはり、どうしても温暖化の影響というのは出てしまうので、そういった影響をできるだけ少なくするためにということでは設置しなければならないというふうに、私も考えて、この計画に載せております。

ただ、具体的な内容につきましては、例えば農業関係では、農研センターが今もう取り組んでおられて、実際、高温に強いような作物の研究をされており、また、水研センター等では、特別委員会の中でも西村委員のほうからモジャコの話がありましたように、季節が少しずつ来ているといったことについての研究だったり、それとかノリとかも気温に強いノリを研究されたりとか、そういう具体的な取組をそれぞれの研究機関でされております。

また、県立大学に4月に緑の流域治水研究室というものが設置されておりまして、防災分野についてその研究をされておるという状況にもございますので、それらの具体的な研究をしているところと連携しながら、大きな組織をつくるということも考えますけれども、そういった研究機関で実際やっている取組とダブるということは二重行政になってしまいますので、どういう形でやれば一番合理的かということも含めて、設置に向けて検討させていただきたいと思っております。

○松村秀逸委員長 よろしいですかね。

○鎌田聡委員 もちろん、今専門的にやっていらっしゃるところが、やっぱり専門的にやっていらっしゃるの、いろんな情報とか改善とか、どういう助言をしていくとかか分かかっておられると思っておりますので、やっぱりそこを束ねるために今回つくられると思っておりますので、これもう数年前から多分こういう話が出てきておりまして、言わば、気候変動にどう

——先ほど経済的な話も商業的な話も含めてやっていくということになりますから、ここがやっぱり重要だと思いますので、しっかりと組織、体制がどれだけか分かりませんが、位置づけてもらって、県庁横断的にこのセンターが気候変動に対してはいろんなことをやっていくという重要な組織だと思いますので、しっかりと御検討いただいて、早く体制をつくっていただきたいと思いますが、まだよく分からないですかね、いつ頃どうするのかという点……。

○吉澤環境立県推進課長 私どももできるだけ早くとは思っておりますけれども、組織的にどうするかというところは、先生御指摘のように大事なものですので、きちんと考えていきたいと思っておりますので、本年度中に議論させていただいての設置ということになりますので、今年度、来年度、このあたりで考えたいと思っております。

○鎌田聡委員 2年ぐらい前から、この話出ていたと思うんですね。で、検討をずっと重ねてこられて、やっとできるんだなというふうに見たんですけども、まだちょっと今年度、来年度の話ということでもありますから、さっき言われたように、もうゼロカーボンということで目標に向かって走り出していますし、気候変動によるこの災害対策、非常にやっぱり重要な取組になりますので、しっかりと組織を、早めに体制をつくっていただいて、そして専門分野をしっかりとまとめていただくセンターとして機能していただくようお願いしておきます。

○松村秀逸委員長 よろしいですね。
ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 このA3の広い用紙で、第六次熊本県環境基本計画についてなんですけ

れども、熊本県民の方々は、ある意味ニューノーマル時代に入って、一家庭一家庭が努力していくことが、このゼロカーボンに近づいていくと。2030年度の目標でこの50%、この第一目標というものに向かっていかなければいけないという中で、この間、特別委員会で熊本県のソーラーが全国で2番ということなんですが、大体この熊本の世帯数に対して何%ぐらいの家庭がソーラーパネルを使われているのか、また、大体何%の家庭がソーラーパネルを設置することによって、このまず2030年度の目標の50%に近づいていくのかという、その目標とかも分かるならば教えていただきたいなど。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

この分厚い資料の53ページに書いておりますけれども、令和元年度で15.1%というふうになっております。1位は、佐賀県で16.1%ということですが、実際どの程度かというのが、すみません、ここは総合エネルギー計画から数字をとってきておるところで、エネルギー政策課のほうで整理しておるところでございますので、後ほどエネルギー政策課に確認して50%、この計画では再生可能エネルギーの導入を50%を目標にということにしてありますので、その50%導入の場合は、家庭ではどれぐらいかということをちょっと確認させていただきまして、また先生に御報告させていただきたいと思っております。

○坂梨剛昭委員 よろしくお願ひします。

全世界がその目標に向かっていっているというところで、まあヨーロッパのほうとかはそういったのを、どんどんどんどん推進している国もあるかと思うので、そういったところも照らし合わせてもらいながら、高い目標を持っていかないと、とても達成には届かないのかなと思うので、そこら辺ももし分か

ったら調べてもらって、後で教えていただければと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時52分再開

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑について執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。以下、観光戦略部、企業局の順をお願いします。

まず、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 おはようございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢や新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害の対応につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気、雇用情勢については、6月4日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「県内の景気は、厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している」とされています。

また、雇用情勢については、5月の本県の有効求人倍率は、対前月比0.07ポイント増の1.36倍で、全国平均の1.09倍を上回ってお

り、5か月連続で増加となっております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の趨勢などが県内経済に与える影響を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、まん延防止等重点措置解除後も、医療を守る行動強化期間として、一部対策を継続してまいりました。

県民や事業者の皆様にご協力いただいたことにより、熊本市の病床利用率も20%を下回ることが見通せる状況になりましたので、6月27日をもって医療を守る行動強化期間を終了し、これに伴い熊本市全域の酒類提供飲食店に対する営業時間の短縮要請などの対策を解除いたしました。

商工労働部では、今回提案させていただいております事業継続・再開支援一時金の創設等により、引き続き、事業者の皆様を支援いたしますとともに、時短要請協力金等について、できるだけ速やかにお支払いができるよう、全力で取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組まれる飲食店を対象とする認証制度の運用により、感染リスクの最小化を図りながら、感染防止と経済活動のベストバランスを追求してまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

被災された中小事業者等の復旧支援であるなりわい再建支援補助金については、先週金曜日に第4回目の交付決定93件を行いました。これまで、409件の申請に対し、累計234件、総額26.5億円の交付決定を行っております。

また、国の小規模事業者持続化補助金（豪雨型）におきましても、新たに48件の交付決定が行われ、交付決定件数の累計は、491件となっております。

引き続き、市町村や商工団体等と連携を密にして、きめ細やかな相談対応等を行い、事

業者の皆様へ寄り添った支援を進めてまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

専決処分を含む予算議案が2件、条例等議案が1件、報告関係が2件でございます。

資料9ページをお開きください。

予算議案については、一般会計で2億6,100万円余の増額補正をお願いしております。

その内容といたしましては、まん延防止等重点措置の適用等により甚大な影響を受けた中小事業者等への一時金の交付、eラーニングコースの新設など離職者訓練の拡充、70歳現役社会推進大会の開催等に要する経費を提案しております。

次に、条例等議案ですが、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、御審議をお願いしております。

また、専決処分議案1件と、令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書外1件について、御報告いたします。

最後に、議案以外のその他報告事項として、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

当課関係の議案について、御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

令和2年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

営業時間短縮要請協力金交付事業費につきまして、年度末まで申請受付を行ったことから、年度内の審査、支払いが完了せず、令和3年度に繰越しを行ったものです。

次に、20ページをお願いします。

5月20日に専決させていただいた補正予算でございます。

営業時間短縮要請協力金事業について、国のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことに伴い、飲食店等に対する営業時間短縮の要請の範囲を県下全域に拡大するとともに、期間を6月13日まで延長させていただきました。これに応じて、協力金の交付に関する経費の増額が必要となり、110億5,600万円余の増額をしております。

商工政策課は以上になります。よろしくをお願いします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料、お戻りいただきまして、11ページをお願いします。

補正予算として、中小企業振興費で1億4,000万円余の増額をしております。

右側説明欄のとおり、事業継続・再開支援一時金事業として、国のまん延防止等重点措置の適用に伴い、売上げが減少した中小事業者等への一時金による支援に要する経費でございます。

5月の臨時会におきまして、県独自で5月の売上げが50%以上減少した事業者支援としての予算をお願いしたところでございますが、その後、本県は国のまん延防止等重点措置の適用を受けまして、売上げが50%以上減少した事業者につきましては、国の月次支援金の対象となったところでございます。

そのため、改めまして、県独自の支援策として、1つが売上げが30%から50%減少して

いる事業者に対し、1月当たり法人10万円、個人事業者5万円を上限に支給をする、2つ目としまして、そこの11ページの資料の右側になりますけれども、今回、酒類提供飲食店に対して、終日酒類の提供を行わないよう要請したことに伴いまして、酒類販売事業者については、売上げが50%以上減少している場合には、1月当たり法人20万円、個人事業者10万円、また売上げが30%から50%減少している場合には、法人10万円、個人事業者5万円を上限に、売上げ減少の範囲内で上乘せして支援するというようにしております。対象となる月は、5月と6月でございます。

5月の補正額が7億7,000万円余でございます。今回の補正額を加え、合計9億1,000万円余の予算で対応してまいります。

なお、今申し上げました酒類販売事業者への支援につきましては、財源としておりますコロナ交付金にかかる内閣府の通知、今月17日付で追加で出されたものでございますけれども、売上げ減少割合が7割以上の場合、支援の上限額を法人40万、個人事業者20万円とする事務連絡が追加でございました。

県としましては、この売上げ減少割合が7割以上の酒類販売事業者に対する支援につきましては、内閣府の事務連絡を踏まえ、申請受付開始までに検討してまいります。

今後、予算の議決をいただいた後、速やかに申請受付を開始できるように準備を進めています。

次に、12ページをお願いいたします。

令和2年度の繰越明許費繰越計算書でございます。5つございます。

まず、最上段の新型コロナウイルス感染症対策商店街支援事業費、それから3段目の事業継続・再開支援一時金交付事業費、4段目の中小企業者業態転換等支援事業費につきましては、コロナ禍の事業者支援をさらに進めるために、2月補正において予算化をお願いしたもので、本年度に繰越しをさせていただ

いているものでございます。

2段目の新型コロナウイルス感染症等経営改善推進事業費につきましては、県内の商工団体の相談体制の強化として8月に予算化をさせていただきまして、その一部を繰り越しているものでございます。

最下段のなりわい再建支援補助事業費につきましては、昨年度補助申請ができなかった事業者に対応するため、繰越しを行っているものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

令和2年度の事故繰越し繰越計算書でございます。

中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費、いわゆるグループ補助金につきましては、平成31年度、令和元年度の補正予算で事業費を計上し、令和2年度に明許繰越しをしたものにつきまして、事業が完了しなかったことにより、令和3年度へ事故繰越しをしたものでございます。2件分を繰り越しております。上半期には事業完了予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

6月補正予算について御説明させていただきます。

上段の職業能力開発校費について、1億1,282万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の離職者訓練事業ですが、これは、厚生労働省からの委託を受けまして、民間教育訓練機関等への再委託により離職者等への職業訓練に要する経費でございます。厚労省では、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた方やシフトが減少された方などの雇用維持と生活支援のため、特例として新たな訓練パッケージを創設したこ

とに伴い、本県におきましても、eラーニングコース及び短期間、短時間コースの新設に伴う増額補正をお願いするものでございます。

次に、下段の失業対策総務費について、543万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の高年齢者雇用推進事業ですが、これは、70歳現役社会を実現するために設置されました九州・山口70歳現役社会推進協議会を通じました政府への提言や推進大会など、各県連携による普及啓発事業の実施に要する経費でございます。

次に、説明資料の15ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

離職者訓練等委託業務ですが、これは、先ほど御説明いたしました離職者訓練について、開始月によりましては委託期間が2か年度にわたるコースがありますので、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、説明資料の16ページを御覧ください。

繰越明許費繰越計算書でございます。

令和2年度に繰越しを行った事業について御説明させていただきます。

1段目の職業能力開発施設拠点化推進事業費は、高等技術専門校の建物再整備及び仮称技能振興センターの設置に要する基本計画等の経費でございます。

調査、設計に時間を要したことから繰越しを行ったものでございます。

2段目の技術短期大学校管理運営費は、技術短期大学校のオンライン訓練体制整備に係る経費でございます。

新型コロナ対策事業として令和2年度2月補正で増額を行い、年度内に十分な事業期間を確保することができなかつたことから、繰越しを行ったものでございます。

3段目の技術短期大学校教育対策事業費

は、技術短期大学校の建物や空調設備等の改修工事に要する経費でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、入札の遅れや工事の中断が発生し、年度内に事業が完了しなかつたことから繰越しを行ったものでございます。

次に、4段目の新型コロナウイルス感染症対応再就職支援プログラム事業費は、離職者に対し再就職に必要な研修を通じて雇用につなげるための経費でございます。

令和2年度2月補正で増額補正を行い、十分な事業期間を確保することができなかつたことから繰越しを行ったものでございます。

最後に、5段目の新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金交付事業費は、国の雇用調整金などを活用し、雇用維持に取り組む事業者に対する奨励金でございます。

助成の延長に伴い申請受付も延長したことから、繰越しを行ったものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

資料の17ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

地域未来投資促進事業は、熊本県地域未来投資促進基本計画に定める自然共生型産業分野において、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対し経済的効果を及ぼすことで地域経済を牽引する先進性の高い取組を支援する事業でございます。

繰越しが必要となった理由としましては、補助事業者が導入予定であった資材の生産工場が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停止したことで、資材調達の遅れが生じ、令和2年度内の事業完了が困難な状況となったことによるものでございます。

続きまして、サプライチェーン再構築に伴う販路開拓支援事業ですが、本事業は、県外

大手メーカーへの提案型臨時商談会等を開催する連携グループへ要請する事業で、令和2年度2月補正で増額させていただいた事業であり、令和3年度も引き続き実施する必要があることから繰越しを行ったものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業費は、指定避難所となる県立高校のうち、既に太陽光発電設備を設置した高校等に、蓄電池を新たに設置し、防災拠点づくりを図るための経費でございます。

令和2年度9月補正予算成立後、事業を開始しましたが、設置箇所の調整及び設計などに時間を要した結果、事業が年度内に完了しなかったため、繰越しを行っております。今年度内に完了予定です。

エネルギー政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料をおめくりいただきまして、21ページをお願いいたします。

第6号議案、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

内容につきましては、おめくりいただきまして、25ページ、概要にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

1の改正の趣旨でございますが、本県では、経済の活性化のため、県内に工場等を新設、増設等をされる事業者の方に対しまして、不動産取得税等の課税免除等を行って

ります。

実務的には、熊本県工場等設置奨励条例において工場等の指定を行い、熊本県税特別措置条例において課税の免除等を行っております。

今般、条例が引用している国の法律、いわゆる過疎法等が改正されたため、それに合わせて条例の規定を改正するものでございます。

2の改正の内容についてでございますが、まず、これまでの過疎法の期限が令和3年3月末をもって終了し、新たな過疎法が4月1日から施行されました。

また、(1)のアに記載のとおり、工場等の指定に係る改正があり、建物の新設、増設に加え、改築、修繕等の対象になるものも見直しも行われております。

次に、イの山村振興法についてですが、不均一課税の適用期限が到来し、この規定を削除するものでございます。

しかしながら、本県の振興山村の多くは過疎地域にも指定されておりますことから、過疎法等に基づき、引き続き対応することにしております。

次に、(2)の熊本県税特別措置条例でございますが、(1)の内容等の整合性を図るために所要の改正を行うものでございます。

おめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

また、改正前の規定に基づき指定された工場等につきましては、従前の規定を適用する等の経過措置を設けることとしております。

企業立地課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○松村秀逸委員長 次に、寺野観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から

順次説明をお願いします。

○寺野観光戦略部長 観光戦略部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光に対する新型コロナウイルス感染症の影響などについて御説明申し上げます。

まず、県内の主要宿泊施設影響調査におきます本年6月の宿泊者数は、感染拡大前の2019年同期と比べますとマイナス71%の見込みであり、依然として厳しい状況となっております。

そのような中、新型コロナウイルス感染拡大の第4波は、県民、事業者の皆様の御協力により収束に向かい、県内では感染状況を表す指標についても、国の分科会が定めるステージ2、本県が定めるリスクレベル3の状況となっております。

これから先は、感染拡大防止を図りながら、経済活動を少しずつ戻す時期になります。

そのため、観光戦略部としては、感染防止対策の県内における効果を見極めながら、県内事業者への影響の最小化と地域経済の回復に向けた施策を進めてまいります。

資料、27ページをお願いいたします。

今回、6月補正予算では、6月14日からスタートしました飲食店の感染防止対策に係る県認証制度を促進するための衛生管理設備導入などの支援に要する経費や、消費が落ち込んでいる県産品、県産酒の消費回復に要する経費としまして、総額11億400万円余の増額補正をお願いしております。

事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

また、県内宿泊助成事業、くまもと再発見の旅につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の第4波を踏まえ、4月28日で一旦中止しておりましたが、7月3日から再開させていただきます。

再開後、新たに、日帰り旅行に対する割引

助成を追加するとともに、宿泊、日帰り旅行された方に対しまして、地域限定クーポンを配布するなど、宿泊のみならず飲食、物産などを含めた幅広い形で観光関連産業を支援してまいります。

続きまして、報告事項については、令和2年度熊本県一般会計繰越明許費を、また、その他報告事項としまして、今後の蒲島県政における観光戦略を取りまとめたようこそくまもと観光立県推進計画を御報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

6月補正予算について御説明させていただきます。

商業総務費について、10億5,213万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス対策として、5月議会にてお認めいただきました飲食店の感染防止対策に係る認証取得に対し、基準に沿った衛生管理設備の導入等に対する経費を支援する予算でございます。

衛生管理設備について、上限50万円、補助率10分の9としております。

店舗の構造上、換気設備等の改修がどうしても必要な場合にも対応できるよう、換気設備工事については100万円の上限としております。

次に、29ページをお願いいたします。

令和2年度に繰越しを行った事業について、御説明いたします。

『ONE PIECE』連携復興応援事業につきましては、4,713万1,000円を繰り越しております。

当初予定しておりました4体のワンピースの仲間の像について、新型コロナウイルス感染症に係る移動自粛等により、3体分の製作ができなかったものであります。

これらにつきましては、現在全ての設置に向けて予定どおり進んでいるところです。

観光交流政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

おめくりいただきまして、説明資料の30ページをお願いいたします。

繰越明許費の報告でございます。

まず、観光標識整備事業についてですが、阿蘇地域のアクセスルート復旧に伴う観光標識の新設に当たりまして、用地取得等の調整に時間を要したために、年度内に事業が完了できなかったことから、繰越しさせていただいているものでございます。

続きまして、被災地域産業再興支援事業についてですが、令和2年7月豪雨で被災した事業者のなりわい再建に向け、地域の核となる13団体の活動を支援したところですが、被害が甚大であり、一部実施が困難な地域があったため繰り越したものでございます。

続きまして、令和2年7月豪雨被災地観光復興事業についても、令和2年7月豪雨で被災した事業者のなりわい再建に向けた事業でございますが、国の経済対策に対応し、令和3年度当初予算について、令和2年度2月補正予算と一体的に予算化したことにより繰り越しているものでございます。

くまもとの復興を牽引する観光産業創造事業については、民間事業者が行う地域の核となる観光拠点づくりを支援するものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、補助事業者が事業計画の見直しを行ったことによる繰越しでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたし

ます。

○川寄観光振興課長 観光振興課です。

31ページをお願いします。繰越明許費でございます。

1段目、県内宿泊応援キャンペーン(第2弾)及び2段目の九州新幹線全線開業10周年キャンペーンにつきましては、国の経済対策に対応して、令和3年度当初予算について、令和2年度2月補正予算と一体的に予算化したことから繰越しをお願いしております。

県内宿泊応援キャンペーンは、令和2年7月豪雨災害被災地への誘客促進などを含めた県内宿泊応援キャンペーンの実施に要する経費です。

新型コロナの影響により落ち込んだ観光産業を回復させるため、旅行需要喚起策として、昨年7月から8月末にくまもつ泊まろうキャンペーンを実施しております。

開始直前に県内で発生しました7月豪雨の影響で被害が大きかった地域などでは、キャンペーン効果を受けてない状況があります。

また、国の旅行需要喚起策、いわゆるGo Toキャンペーンですけれども、コロナの全国的な拡大により一時停止となっており、観光産業の回復は引き続き喫緊の課題となっております。

このため、感染状況を見極めながら、切れ目のない旅行需要喚起策の実施により、県の観光復興を強力に支援するものでございます。

事業の実施状況ですが、3月16日から4月28日まで、県民を対象としてくまもと再発見の旅事業を実施しております。約6万人の方に利用をいただいているところでございます。

なお、くまもと再発見の旅については、部長総括説明にありましておおり、7月3日から事業を再開させていただきたいと思っております。

次に、九州新幹線全線開業10周年キャンペーン事業は、今年3月のJR九州新幹線全線開業10周年に合わせて、JR九州あるいはJR西日本などと連携した誘客PRイベントや情報発信などに要する経費でございます。

観光振興課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

まず、6月補正予算について説明いたします。

商業総務費でございますが、右側説明欄の物産振興費として、5,264万円を計上させていただいております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、消費が落ち込んだ県産品や県産酒の需要喚起並びに消費回復のための販売促進活動を展開し、物産事業者や酒類関係事業者を支援するものでございます。

まず、(1)新規事業、県産品販路回復支援事業は、新しい生活様式に対応した県産品の販路拡大の取組として、県商工会連合会及び県物産振興協会が行うECサイトを活用した物産フェア等を支援するもので、送料無料やポイント還元キャンペーンに要する経費を補助し、県産品の消費拡大を図るものでございます。

次に、(2)新規事業、県産酒消費回復支援事業は、飲食店の営業時間短縮や酒類提供の制限等の影響を受けた県内酒販店や酒造メーカーを支援するため、酒販店での県産酒購入者に抽選で県産酒をプレゼントするキャンペーンを実施し、消費者の購買意欲を喚起することで、酒販店への誘客及び県産酒の消費回復を行うものでございます。

次に、説明資料の33ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について説明いたし

ます。

まず、上段の海外輸出拡大対策事業につきましては、農林水産物等の輸出促進のため、海外バイヤーとのオンライン商談や新企画での販路開拓の取組に加え、コロナ禍に対応したプロモーション、販路開拓に要する経費でございます。

次に、下段の輸出マーケットイン販路開拓事業につきましては、農産物等の輸出拡大等のハードルとなっております輸出先国の様々な規制や現地ニーズに対応した生産を行う産地の形成、あるいは商品の提案活動等の支援に要する経費でございます。

この2事業につきましては、国の経済対策に対応し、令和2年度2月補正で予算化したものを本年度に繰越しをさせていただいております。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、國武企業局長。

○國武企業局長 今回、企業局から御報告させていただきますのは、地方公営企業法に基づく予算の繰越しに関するものでございまして、令和2年度の電気事業における建設改良費の繰越し及び事故繰越並びに工業用水道事業における建設改良費の繰越しについてであります。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございま

す。

令和2年度予算の繰越しに関して、3件御報告をいたします。

資料の34ページをお願いいたします。

電気事業の建設改良費の繰越しです。

建設改良工事に関する経費の繰越しでございます。

翌年度繰越額の欄に記載のとおり、繰越額は合計で13億7,100万円余となります。

表の1件目が市房第一発電所の取水口スクリーン更新工事、それから2件目から4件目までは、緑川発電所のリニューアル工事関連、最後が菊鹿発電所の自動制御装置等の更新工事に関するものです。

繰越しの理由としては、施工方式の変更や工法の再選定などにより不測の日数を要したこと、また関連する工事の繰越しに伴うものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

電気事業における事故繰越の報告です。

繰越額は、合計で3億1,800万円余となります。

地方公営企業法においては、建設改良費以外の修繕費や委託費、除却費などの経費に関する繰越しは、事故繰越として取り扱います。

表の1件目から4件目までは、先ほど御説明いたしました市房、緑川、菊鹿発電所の更新工事に伴って生じる設備の除却費などの繰越しでございます。

5件目は、八代市が実施するボートハウスなどの整備に関して支援を行うものでございますが、工事箇所が令和2年7月豪雨により被災いたしまして、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

最下段の緑川第一・第二発電所水車発電機等更新工事は、緑川第二発電所における土木設備工事で、鉄管の一部を誤って切断するという事案が発生いたしまして、その復旧作業

に期間を要することとなったため、繰り越したものでございます。

最後に、おめくりいただきまして、36ページをお願いいたします。

工業用水道事業の建設改良費の繰越しです。1事業300万円余となります。

八代工業用水道において立地が予定されている事業所への配水管を新設するための設計業務ですが、再入札に伴いまして工期を見直したため、繰り越しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 11ページですね、商工振興金融課。

中小企業振興指導事業費ということで、売上げが落ち込んだ事業者に対して、50%以上だったら国の月次支援金というので、50%から30%は県のほうの一時金ということでございますけれども、国の支援金のほうは、特にこれは要件はないんですかね。県は「飲食店と直接・間接の取引がある」ということが書いてありますけれども。ちょっと教えてください。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

県の一時金につきましては、基本的に国の月次支援金に沿って内容を検討しております。ですので、ここに記載はしてございませ

んけれども、県のほうに記載しております要件2つ、この要件、同じでございます。

○鎌田聡委員 では、5月と6月が対象になって、要件についても直接、間接取引があるということだと理解をいたしますけれども、大体対象として何社ぐらいあるんでしょうか。見込みを教えてください。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今回、予算をお願いしています5月の補正予算と合わせて9億円余の予算をお願いしているところなんです、予算上の計上の事業者数としましては、県の一時金につきましては、4,700社ほど見込んでいるというところでございます。

また、右側の酒類販売事業者につきましては、全体で800社ほどを見込んでいるというところでございます。

○鎌田聡委員 結構な事業者さんがいらっしゃいますので、これまた受付はどこかへ委託されてやると思うんですけれども、そういった処理を迅速に正確にやっていただきたいと思えます。その点は大丈夫ですか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

現在、第3波分、1月、2月分の処理をまだ行っておりまして、その委託事業者にもお願いして今やっているところでございます。

その委託事業者に、引き続き、この第4波分、5月、6月分についてもお願いする方向で考えております。これまでのノウハウの蓄積もございますので、できるだけ迅速に対応できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○松村秀逸委員長 よろしいですかね。

○鎌田聡委員 1月、2月分の委託業者ということでございますけれども、1月、2月分はまだ残っているんですか。完全にできてないんですか。その辺ちょっと教えてください。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

当初、5月31日までの予定で受付をしておりましたが、国の、要は第3波分の受付が6月14日まで延びましたものですから、合わせて県の受付も延長させていただいております。

その結果、この5月末から6月にかけて相当数の申請がございましたので、そこも含めて今対応しているという状況でございます。

現在、支払いが済んだもの、それから支払い手続に入ったものについて、7割程度となっております。

○鎌田聡委員 まだ積み残しもあるようですし、受付の関係でですね、それは仕方ないと思えますけれども、あと、これからまた四千数百社の分がありますので、大変だろうと思えますけれども、先ほど言いましたように、やはり事業者にも一日も早くこの一時金が届くように、大変ですけれども対応のほうをよろしくお願いしておきます。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 寺野部長の資料で言いますと、総括説明の2枚目の下のほうですが、資料で言いますと、繰越し関係で31ページでしょうか。さっき御説明いただいた、もうこれは観光戦略部並びに商工労働部、私が言うまでもなく、いわゆるこの観光関係の業界の方

々が、常日頃、非常に観光産業は裾野が広い産業であるということは、悪影響も、マイナスも裾野が広く影響しているんだろうと。

とりわけ私の選挙区、県南の球磨郡、人吉というようなところは豪雨災害もございまして、約1年経過するわけですが、商売なさっている方は、影響を受けている方は、これはコロナの影響なのか災害の影響なのかどっちか分からぬばいと。どっちか分からぬでも、両方のダメージを受けていらっしゃるという意味では、一旦中断いたしておりますが、くまもと再発見の旅は一筋の光明といますか、非常に待ちに待ったありがたい事業ではないかと思っております。

特に、部長の説明にありましたように、新たに日帰り旅行とか地域限定クーポン券を配布という意味では、宿泊だけではなくて飲食、物産も入るといことは、非常にありがたいなと私は思っております。今日、記者発表か何か予定でしたか。

新たな部分で、後で聞けば分かることかもしれないませんが、その上にもありますし、いわゆるこの認証制度、何か飲食店は認証店に限ったらどうだろうかという意見があったりとか、事実、そういう検討もなさっているやに聞いておりますし、その辺のことはどうなのかというのが1点と、例えば、かつての国のGOTキャンペーンなんかは、地域で使えるクーポンが何割、何パーセントとかありましたけれども、この場合何か、宿泊プラスその何割かを地域のクーポン券にしているとか、ちょっと細かい話かもしれませんが、それを我々がイメージできるような何か説明をしていただければ。それは、川寄課長か部長か、どっちか。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

委員から今御提案ありました飲食店の認証制度との関係なんですけれども、今回クーポ

ンを取り扱う店舗に対しては、飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けることというのをあらかじめお約束いただく、手続きに多分時間がかかると思いますので、その手続中ですか、そういった形でお約束いただくことが参加の条件としております。

そこと、飲食店と感染防止対策と連携を取った上で、クーポン券の利用については使わせていただけるようにしようというふうに考えております。

それと2点目、クーポン券の概要ですけれども、今回クーポン券の発行については、このくまもと再発見の旅を利用して宿泊旅行された方、あるいは日帰り旅行された方に対して、一律2,000円のクーポンを発行したいと考えております。その2,000円については、宿泊で実際払った分で、2,000円クーポンを出すことによってプラスになるとか、そういったことがないように、6,000円以上というラインを一つ設けさせていただいておりますけれども、くまもと再発見の旅事業を使われた方に対しては2,000円を、こは、6,000円以上の商品に対して2,000円のクーポンを発行しますという制度を、今考えております。

○松田三郎委員 これていくと7月3日から再開ということでしょうから、1点目ですね、課長おっしゃった認証の申請中は、申請中だと自己申告せないかぬですよ。それを約束していただいた事業所なり店舗だけで使えるということですよ、簡単に。

はい、分かりました。

○松村秀逸委員長 いいですね。

ほかにありませんか。——ほかに質疑はないようでございますので、なければ以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替をしますのでここで、休憩いたします。昼食をして、12時30分

から再開します。

午前11時37分休憩

午後0時29分再開

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第6号及び第16号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第25号及び26号を議題といたします。

請第25号及び26号については、内容が全く同じものですので、執行部から一括して状況の説明をお願いします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

請第25号及び請第26号、地方消費者行政に対する国の財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書の提出を求める請願について御説明します。

地方消費者行政に係る国の交付金制度が平成30年度に大幅に見直されております。

具体的には、地方消費者行政強化交付金のうち市町村の消費生活相談員人件費等に充当できる推進事業分は、平成29年度まで全国ベースで45億円でしたが、平成30年度以降順次減額され、令和3年度は、27億円と、平成29

年度との比較で40%減となっております。

これを受けて、本県への交付額も平成29年度の約1億1,500万円から令和3年度の約4,300万円と半分以下に減少しております。

これに伴い、市町村への補助金も減額を余儀なくされており、相談員人件費及び研修費を除く事業の縮小、廃止を行わざるを得ない状況となっております。

昨年6月の県議会でも同様の請願が行われ、御採択いただいております。

また、県としても、全国知事会や国への施策提案など、機会を捉えて交付金の充実を要望しており、県内市町村においても、市長会や町村会を通して要望が行われております。

県民生活はもとより国民生活の安定の基礎を担う地方消費者行政を安定的に推進するためにも、地方消費者行政に対する国の財源措置が不可欠と考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いたします。

○松村秀逸委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第25号及び26号について、いかがいたしましたでしょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第25号及び26号を採択とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認めます。よって、請第25号及び26号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第25号及び26号は、国に対して意見書を提出しても

raitaitaiという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

(意見書(案)配付)

○松村秀逸委員長 配付は終わりましたか。配付しました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松村秀逸委員長 それでは、ただいまの意見を踏まえ、この意見書(案)により議長宛て提出することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第27号を議題といたします。

第27号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

請第27号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明します。

この生活再生総合支援事業は、多重債務者や熊本地震の被災者などの生活再生支援が必要な県民に対し、面談による家計診断、生活指導を行い、また、弁護士等の法律専門家による債務整理の支援や、必要に応じ臨時的な生活資金の貸付けまで、一貫した支援を行うものでございます。事業は、平成22年度からグリーンコープ生活協同組合くまもとに委託実施しております。

これまでの11年間の事業実績といたしましては、新規面談による相談件数が約7,600件、貸付額は合計約2億8,000万円となっております。

平成28年度から支援の対象者を熊本地震の被災者にも拡大し、1.5%の特別金利で生活資金の貸付けを行っております。

また、昨年度以降、新型コロナウイルス感

染症に伴う失職や収入減などの相談が増加傾向にあり、それらの方々の生活再生支援も実施しております。

昨年6月の県議会でも同様の請願が行われ、御採択いただいております。本事業は、多重債務者、熊本地震や令和2年7月豪雨の被災者、さらには感染症に伴う経済状況の低迷により困窮された方々の生活再生を支援する観点からも、非常に重要な事業と考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松村秀逸委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松村秀逸委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第27号については、いかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○松村秀逸委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第27号を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、請第27号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第30号を議題といたします。

請第30号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

請第30号、夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充について国への意見書提出を求める請願について御説明いたします。

昨年12月、国の第5次男女共同参画基本計画の策定以降、選択的夫婦別姓制度の導入に係る議論が活発化しました。

請願では、選択的夫婦別姓制度を導入するのではなく、夫婦・親子同氏制度を維持しつつ、旧姓の通称使用のさらなる拡充を図り、婚姻により改姓した人の社会生活上の不利益を解消するため、環境を整備するよう、県議会から国に意見書を提出していただきたいというものです。

内閣府では、1996年から約5年ごとに選択的夫婦別姓制度の導入等について世論調査を実施しており、直近の平成29年では、夫婦は同氏であるべきで法改正の必要がないという方が29.3%、夫婦は同氏であるべきだが旧姓の通称使用に係る法改正は構わないという方が24.4%、夫婦別正のための法改正に賛成される方が42.5%と意見が大きく分かれています。

また、去る6月23日には、平成27年に引き続き、夫婦同姓規定は合憲とする最高裁判断が示されました。

県としましては、本制度の導入については、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民の意識の動向、司法判断なども踏まえ、国においてしっかりと議論が進められる必要があるとの考え方でございます。

説明は以上でございます。

○松村秀逸委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第30号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいた

します。

請第30号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○松村秀逸委員長 挙手多数と認めます。よって、請第30号は、採択とすることに決定いたします。

ただいま採択を決定いたしました請第30号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付をさせます。

（意見書(案)配付）

○松村秀逸委員長 配付は終わりましたか。今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認め、この意見書(案)により議長宛て提出することに決定いたしました。

次に、請第31号を議題といたします。

請第31号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

請第31号、感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める請願について御説明いたします。

請願の内容につきましては、裏面の2ページをお願いいたします。

請願項目のほうをお願いいたします。

まず、1の(1)では、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、関係法を改正すること。

また、最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充することなどです。

(2)では、最低賃金の改善内容として、最低生計費を満たす金額として、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指すという合意事項を達成し、他の先進国並みの最低賃金を目指すこと。

また、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

さらに、最低賃金関係の審議会や専門部会の公開性を高めることなどです。

(3)では、最低賃金関連の審議会における労働者側の任命について、各労働団体からバランスよく選出すること。

(4)は、最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を大幅増員することなどでございます。

項目の2では、県として、最低賃金を引き上げるための中小企業支援策をさらに拡充することです。

以上の内容について、関係機関への意見書の提出を求めるものです。

執行部から、現在の本県の経済、雇用状況について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、特に中小、小規模事業者は長期にわたり影響を受けており、県内のコロナ関連の企業倒産は、6月10日時点で24件、また解雇や雇い止めは、6月25日時点で524人となっております。

こうした中であって、中小企業等では、事業の継続と雇用の維持に向けて継続が続けられている状況であり、県としましては、資金繰りや事業継続、雇用継続のため、様々な中小企業支援に努めているところでございます。

説明は以上でございます。

○松村秀逸委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第31号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第31号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、請第31号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が8件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、枝國水俣病審査課長から順次報告をお願いします。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料の経済環境常任委員会報告事項、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、水俣病の認定業務の状況及び係争中の裁判等について御説明いたします。

まず、1の(1)認定審査の状況でございますが、表に記載のとおり、平成28年度以降、認定審査会を5年間で28回開催し、今年3月までに1,279件の審査を実施しております。

今後も、引き続き新型コロナウイルスへの感染防止を徹底した上で、申請者の個別事情に十分配慮しながら、丁寧に審査を進めてまいります。

次に、(2)の認定申請の状況でございますが、表に記載のとおり、未決定の申請件数は、平成28年度末の1,146件から令和2年度末の359件に減少しているところでございます。

続きまして、2の係争中の裁判等の状況についてでございます。

現在、熊本県が被告となっている係争中の裁判について、国家賠償等請求訴訟が6件、本県の棄却決定の取消しと、認定義務づけを求める行政訴訟が3件、合計9件となっております。

このうち、昨年2月に東京高裁で判決言渡しがありました国賠訴訟1件と、昨年3月に福岡高裁で判決言渡しがありました国賠訴訟1件につきましては、いずれも原告側が、国県側勝訴の判決を不服としまして、上告手続を行っているところでございます。

2ページに、その一覧を記載しております。

いずれの訴訟におきましても、司法の場で、県としての主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課からの説明は以上でございます。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

引き続き2ページ、3のJNC株式会社の令和2年度決算の概要について御説明いたします。

JNCの令和2年度決算は、テレビ用液晶

やモバイル用有機ELの販売数減少、新型コロナウイルス感染症に起因する経済活動の停滞などから減収減益となりまして、売上高は約506億円、経常利益は約17億円となりました。

この額は、平成12年のチッソ金融支援抜本策における経常利益目標額である53億円を下回る額ではありますが、これまでどおり患者補償金の支払いは確実に遂行するとされております。

その下に、JNCの過去10年間の経営状況の推移を記載しておりますけれども、経常利益は、平成26年度の103億円を境に減少が続き、近年は厳しい経営状況となっております。

この状況を踏まえまして、チッソは、今年3月に策定した業績改善計画に基づき、現在、構造改革などに取り組んでいるところでございます。

右側3ページ、そして4ページの資料は、JNCの決算確定を受けまして、金融支援抜本策のルールに基づき算定した令和3年度の支援措置とあります。

まず、3ページの参考1、経常利益の配分図でございますけれども、左側が昨年度、右側が今年度でございます。

国の関係省庁と県が参加しますチッソ金融支援連絡会議で申し合わせたルールに基づきまして、今年度は、右下に枠で囲っておりますけれども、経常利益17.3億円で、うち無利子化相当額13.2億円を内部留保いたしまして、そして4.1億円は患者補償費16.1億円の一部に充てられ、残りの12億円はチッソの手元現金等により支払われるということになっております。

次の4ページでございます。

今年度の金融支援について御説明いたします。

図の右上にチッソとありますが、①の経常利益17.3億円から、その下の②の無利子化相

当額13.2億円を除きまして、次に左斜め上に矢印が出ておりますけれども、③患者補償費の一部となる4.1億円を支払います。

これによりまして、その下の二重枠で囲っております⑥の公的債務における可能な範囲で返済に当たる額は、今年度はゼロ円となっております。

よって、国と県の連絡会議で申し合わせましたルールに基づきまして、図の左から2列目、二重枠で囲っております本年度の患者県債の約定償還額5.4億円、これがそのままチッソ返済額の不足額となります。この不足額5.4億円につきましては、図の中ほどに左向きの矢印が2本ございますけれども、金融支援本策によりまして、その8割の④4.3億円、これが国庫補助金、そして2割の⑤1.1億円、これが特別県債で手当てするということとされております。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金について100%交付税措置がなされております。

最後に、図の左下の3つの県債、H7一時金県債、特別県債、H22一時金県債につきましては、支援措置に基づきチッソからの返済が猶予されていますため、県として令和3年度に償還すべき分を一般会計から繰り出して返済するものでございます。なお、この繰出金につきましても、大部分は交付税措置がなされております。

今回、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことはございませんが、経常利益が目標額を大きく下回り、公的債務の返済額がゼロとなったことを受けまして、国とともに業績改善計画の進捗状況をしっかり注視しながら、原因企業であるチッソに対し、引き続き水俣病問題の責任の遂行を求めていくこととしております。

以上御報告申し上げます。

○西村環境保全課長 環境保全課でございま

す。

報告事項の5ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

まず、1の水俣湾の水質等の水銀調査の結果でございます。

(1)調査の趣旨のとおり、中長期視点から水俣湾の環境状況把握のため、毎年実施しているものでございます。

令和2年度の結果は、(3)調査結果のとおり、水質及び地下水ともに総水銀は検出されておられません。また、底質も暫定除去基準値を、魚類についても暫定的規制値を下回っております。

(4)今後の対応ですが、引き続き同様の調査を実施する予定としております。

次に、6ページをお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

この調査等は、港湾課、都市計画課が担当しております。

(1)の点検・調査の趣旨のとおり、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

令和2年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質調査では、総水銀は検出されておられません。

また、イの地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られず、ウの構造物変状調査でも、構造に影響を及ぼすような変状は見られませんでした。

4、今後の対応ですが、今年度も同様の点検と調査が予定されております。

環境保全課からは以上でございます。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

本日は、2件の報告をさせていただきます。

報告資料の7ページをお願いいたします。

初めに、熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(第4次)の策定について御報告いたします。

この指針は、令和2年12月に制定いたしました熊本県犯罪被害者等支援条例に基づき、県が犯罪被害者等への支援施策を推進する上での基本方針及び具体的な施策を定めるものです。

これまでの第1次から3次の取組指針は、国の犯罪被害者等基本法に基づき策定していましたが、今回、新たに条例に基づく取組指針として位置づけ、令和3年4月に策定いたしました。

取組指針の期間は、令和3年度から7年度までの5年間としております。

次に、取組指針の概要ですが、条例第3条の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障し、必要な支援を個々の事情に応じて適切に、途切れることなく行うために、今後必要と考えられる施策を対象ごとに整理し、下の点線囲み内にある3つの基本方針を設定いたしました。詳しくは、資料8ページのとおりであります。

次に、被害者支援を推進するための体制についてですが、現在は、県内の関係機関で構成いたします犯罪被害者等支援連絡協議会、県の関係部門で構成する庁内連絡会議、県内全市町村との連携を強化するため、条例制定を機に本年2月に設置した市町村連絡会議がございます。

今後もこれらを活用し犯罪被害者等支援の取組を着実に推進してまいります。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

第11次熊本県交通安全計画の策定について御報告いたします。

この計画は、交通安全対策基本法を根拠とする国の第11次交通安全基本計画を踏まえた上で、本県の交通情勢を考慮して作成するも

ので、令和3年度からの5年間における本県の交通安全に関する施策の大綱となるものになります。

計画の概要について、まず第10次計画の成果を御説明いたします。

県の計画は、3(1)のアからウにありますように、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道における交通の安全の3つに分かれており、それぞれについて目標が設定されています。

県民に最も身近な道路交通の安全について、これの10次計画の目標は、令和2年までに死者数56人以下、死傷者数8,000人以下とすると設定されておりました。

この目標に対しまして、令和2年中は死者数が46人、死傷者数は4,033人となり、達成いたしました。

ちなみに、死者数の46人につきましては、統計が残る昭和23年以降で最少でした。

次に、11次計画の目標ですが、指標を死者数と重傷者数としております。死傷者数を重傷者数に変更していますが、これは国の計画に準じたものです。

国が指標を変更した理由につきましては、究極の目標は交通事故のない社会の達成となりますが、まずは、死者数及び命に関わる優先度の高い重傷者数をゼロに近づけることを目指すとされています。

この指標に基づきまして、本県の目標は、死者数40人以下、重傷者数370人以下と設定しております。

次に、計画策定の視点と主な変更についてです。

10次計画では、対策の重点として7項目を掲げておりましたが、11次計画では、これに最重点項目を新設し、それに歩行者の安全確保を掲げました。

そのほかの重点項目はおおむね継続とし、資料の米印に記載の2点について、アンダーライン部のとおり、追加、修正するなどをし

ております。

最後に計画作成のスケジュールですが、国の11次計画が本年3月に決定、通知されたのを受け、4月に知事が会長を務めます県交通安全対策会議において、計画案の審議を行いました。

1か月間のパブリックコメントを実施し、6月21日、県交通安全対策会議において承認を得て制定されました。

資料の10ページにつきましては、11次計画の全体像が分かりやすいように、計画の項目を抜き出し、上下2つの枠の、下の大枠内に記載したのになります。

くらしの安全推進課は以上でございます。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

引き続き、資料11ページをお願いいたします。

第4次熊本県消費者基本計画の策定について御報告させていただきます。

1、策定の趣旨を御覧ください。

当課では、県消費生活条例に基づき、県の消費者施策の計画的な推進を図ることを目的に、平成22年度以降、消費者基本計画を策定しております。

今回、第3次計画の計画期間が昨年度末で満了したことから、本年度以降の施策推進に向けた第4次消費者基本計画を3月に策定いたしました。

2、計画期間でございますが、国の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和7年度の5か年としております。

3、第4次消費者基本計画策定に当たっての考え方でございます。

(1)第3次消費者基本計画の成果と課題を反映としておりますが、前計画では5つのプロジェクトを掲げ、重点的に推進してまいりましたが、市町村支援や依然として深刻な社会問題である多重債務者対策をはじめとする

課題につきましては、新計画においても引き続きしっかりと取り組むこととしております。

(2)国の第4期消費者基本計画との整合でございますが、国の計画に記載された食品ロス削減、持続可能な社会の形成(SDGs)など、国全体で取り組むべき課題につきましては、国と方向性を合わせて取り組んでまいります。

(3)熊本県消費者教育推進計画との統合でございます。

当課所管の計画は、これまで消費者基本計画と消費者教育推進計画の二本立てで進めてまいりましたが、消費者施策の一体的な推進を図るため、これを第4次消費者基本計画において一本化しております。

(4)でございます。

前計画策定後に生じた環境変化等、記載の事項を新たに追加しております。

なお、米印のとおり、本年度に熊本県食品ロス削減推進計画を別途策定することとしております。

最後に4になりますが、本計画に掲げた5つの重点施策を記載しております。

計画の詳細な施策体系は別紙のとおりでございます。

御報告は以上でございます。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

資料13ページ、第5次熊本県男女共同参画計画の策定について御説明いたします。

1の策定趣旨でございます。

この計画は、男女共同参画社会基本法に策定が定められ、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間として、今年3月に策定いたしました。

2の策定に当たっての考え方は5点ございまして、(1)熊本県女性の活躍推進計画との統合につきましては、この計画と統合するこ

とで進捗管理をしやすくしました。

右側の表を御覧ください。右側が計画の施策体系となっておりますが、この表の左側上段の重点目標1、あらゆる分野における女性の参画拡大とありますけれども、この部分が統合部分となります。

また、(3)第4次県計画の成果と課題を反映というところにつきましては、4次計画ではいずれの分野でも一定の成果はありましたが、目標達成に向けた取組の加速化が課題であり、関係機関等との連携を強化してまいります。

(4)県民意識調査の結果や県民、各種団体等からの意見を反映という点では、令和元年度に実施した県民意識調査において、例えば、男女の地位の比較において、男性優遇と答えた県民が約6割を占めており、引き続き社会の慣習や実態の是正に向け、県民の意識改革や環境改善を図ります。

右側の施策体系の表では、一番左側の重点目標、上から3番目の3、男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実の部分となります。

戻りまして、(5)第4次県計画、平成28年度から令和2年度までの計画でございましたが、この策定後に生じた社会情勢等の変化や課題に対応という部分では、例えば、熊本地震や豪雨といった災害時の経験を踏まえ、防災から災害対応、復興の各段階の意思決定への女性の参画や、コロナ禍に伴い増加した女性の失業等による独り親家庭の経済的困窮、またストレスのはけ口としてのDVの増加などの対策に取り組んでまいります。

右側の施策体系の表では、一番左側の重点目標の2、男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現の部分となります。

戻りまして、3、基本目標、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現といたしました。

4の重点目標及び施策の体系につきまして

は、ただいま説明をさせていただきましたとおりでございます。

これから5年間、この計画に沿って男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について御報告します。

A3横書きの概要版を御覧ください。

この条例は、本県の中小企業振興の基本となるものとして、平成19年3月に議員提案で制定されたものです。熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、条例に基づく取組を整理しております。

まず、左側の令和2年度の主な取組の成果についてですが、主立ったものを説明いたします。

I、熊本地震、7月豪雨災害関係では、1つ目の丸、3つ目の丸になりますが、グループ補助金、なりわい再建支援補助金による中小企業等の支援を行っております。

次に、II、新型コロナウイルス感染症関係では、2つ目の丸として、休業、時短要請に応じた中小企業等に休業要請協力金、時短要請協力金を支給するなど、感染防止対策と地域経済のベストバランスを図りながら中小企業の支援に取り組んだところです。

右側の3年度の主な取組についてですが、I、熊本地震関係、7月豪雨災害関係では、1つ目の丸、2つ目の丸に書いておりますとおり、昨年度に引き続きグループ補助金、なりわい再建支援補助金による支援を行ってまいります。

次に、II、新型コロナウイルス感染症関係では、昨年度に引き続き時短要請協力金や一時金の支給、下から4つ目の丸にあります

が、県内統一の基準による飲食店認証制度の増設など、感染防止対策と地域経済のベストバランスを図りながらの中小企業の支援に引き続き取り組みます。

以上、本条例に基づき、今後も中小企業、小規模事業者の取組をしっかりと支援してまいります。

報告は以上になります。よろしく申し上げます。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

別にお配りしておりますようこそくまもと観光立県推進計画の策定と書いてある冊子を御確認いただきたいと思っております。

前回の委員会で報告させていただきましたようこそくまもと観光立県推進計画についてですが、パブリックコメントなどを経て計画策定の運びとなりましたので、改めて御報告をさせていただきます。

まず、1の計画の位置づけでございます。

本計画は、ようこそくまもと観光立県条例第8条に基づき知事の任期ごとに策定するもので、今回の計画は4期目となります。

2、計画策定の経緯でございます。

4月の経済環境常任委員会で骨子案の報告を行い、その後30日間のパブリックコメントを経て、このたび策定に至ったところでございます。

3、計画の概要でございます。

基本目標として、「くまもと観光イノベーション～新たな観光スタイルにより観光立県の実現～」を掲げています。

また、数値目標として、計画期間である2023年度までに延べ宿泊者数を過去最高水準である800万人、観光消費額を3,500億円と設定しております。

資料をおめくりいただきまして、(3)計画のポイントでございます。

コロナの感染と豪雨災害により、観光産業

が大幅な打撃を受けるとともに、観光客の顧客ニーズの大幅な変容を踏まえまして、デジタルトランスフォーメーションの導入など新たな観光スタイルのいち早い確立、SDGsの考え方に沿った振興策の展開を目指しております。

また、本計画の基本的な考え方を、「ニューノーマルを意識した「新しい観光スタイル」の実現」、「災害に強く、安全・安心・満足度の高い観光地域づくり」、「地域産業を潤す観光立県」を実現する観光基盤づくり」とし、具体的には4つの戦略を推進したいと考えております。

計画の詳細は次ページ以降の本文などに記載しておりますが、主な取組について一部抜粋して御説明いたします。

戦略1では、コロナ禍により変化した観光客の価値観を的確に捉え、観光の高質化、高付加価値化を図ることや、温泉と食を組み合わせ合わせたウェルネスツーリズムの推進、絶景を生かした誘客、アウトドア・アクティビティ資源の掘り起こしなどに取り組むこととしております。

戦略2では、これまでの観光の枠組みにとらわれない新しいマーケットの開拓に向けて、スポーツツーリズムの推進、くまモンや漫画等のコンテンツを活用した誘客、ワーケーション等の新たな旅行需要の喚起、ECサイトやふるさと納税の活用によるタビアト消費の拡大などに取り組みます。

戦略3では、観光産業の生産性を高めるとともに、旅行者の利便性向上に向け、デジタルトランスフォーメーションの導入を図るべく、観光体験と二次交通をICTで組み合わせるスマートツーリズムの推進、デジタルマーケティング、統計データ等の活用による観光マーケティングの推進などに取り組みます。

戦略4では、地域一帯となって観光産業を育成し、観光で地域を興すことを目指し、阿

蘇、人吉、球磨、県北、県央、県南、天草の6地域ごとの観光復興戦略、観光振興方針をお示しするとともに、農業県熊本が誇る食材等を生かした一地域一ご当地グルメ運動の展開などに取り組むこととしております。

以上が次期観光計画の策定に係る方向でございます。よろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 報告が終了いたしましたので質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○城下広作委員 では、すみません、3番のところ、9ページ。

第11次の熊本県交通安全計画の策定の件で、ちょっと確認したいと思います。

今日ちょうど昼間、NHKのニュースでは、午前中ですけれども、総理を中心として、昨日、おとといあった例の飲酒運転で子供を亡くすという交通事故を踏まえて、全国の歩道とかの安全点検とかそういうところをちょっと増やさないかぬというような話をやっているところがありました。

11次だから、大体もう国も形を決めているんですけれども、新しくそういうふうに関日、総理が話の中で点検とかをうたっているんですけれども、そういうことが、ここではどういう形でちゃんと反映させるのかなというふうに関日、今後、事業とかいろいろ具体的な部分はあるんですけれども、これはもう計画とは全然、時間軸が違うから、その辺のところはちょっと間に合わないとかはあるんですが、まずそこが1つ。

もう一つ。特に重点項目として飲酒運転等の危険運転の根絶という話があるんですけれども、私にある代行運転の社長から電話がありまして、一時は何十台とたくさん持っていたんですけれども、このコロナの影響でもうほとんど台数を処分しなければいけない、人員をカットしたということで、今はもうほと

んど、会員制の人だけのオーダーに応じていると。どんどん電話はあると、でも断っていると。恐らく断った人はそれ以降どうしたかということ、ほとんど飲酒運転でしょうねと、もう簡単に言われるもんだから。全部が全部じゃないと思うんですけども、現実に代行運転というのはほとんど、もう相当な台数、経営的に成り立たないから、もうなくなってきている。しかし、だんだんだんだん経済活動を今からやっていく、時短のあれもなくなる。そうなりますと、恐らく目に見えない形の飲酒運転というのは、そういう形で起こりやすくなる可能性があるんじゃないか。この辺の対応というか、根絶をうたってありますので、この辺の対応をどう考えるか、ちょっと確認したいと思います。

○田元くらしの安全推進課長 委員が御指摘の事項につきましては、先日千葉県で発生した、トラックが小学生の列に突っ込んだというような痛ましい事故だったというように認識しております。

熊本県では、飲酒運転の根絶ということで、もうずっと、数年来取り組んでまいりました。

県警の資料によりますと、令和2年中に発生した飲酒運転の事故は、コロナ禍での自粛が影響したのかどうかということですが、令和元年よりも14件少ない30件となっているということです。

飲酒運転の検挙件数も427件と、前年の610件から大きく減少したということのようです。

ただ、令和3年に入りまして、飲酒運転事故件数、1月から4月ですが、これが13件発生しており、前年の同月よりも8件増加というように、予断を許さない状況となっているようです。

先般の2月県議会におきまして、議会のほうでも熊本県の交通安全水準のさらなる向上

についてという宣言決議をしていただきました。

環境生活部だけでなく、県の土木部とか関係する機関と連携しまして、交通安全施設の整備だとか道路整備だとかを県としてさらに取り組んでいくように、先生たちのお力添えもいただければというように考えているところでもあります。

○城下広作委員 最初に言った、今日は総理の会議の中で、全国のいわゆる歩道の点検とか、歩道がないところは点検もしながら、ガードレールなんか積極的に造っていかうという話も何かこう出ているんですよ。それを点検して、真面目にやるならば、相当なガードレールを造らないかぬ、相当な金額だと思います。

それと、この歩道の点検も、数年前もそういう突っ込みがあって、色をつけたりとか、注意喚起をしようとかいろいろあったんです。

この歩道とかそういうのに対する安全の向上というのは、どういうふうに具体的には考えるんでしょうかね。全部ガードレールばかり造るというわけにはなかなかいかぬので、狭いところは今度は車道の影響もありますので、そう簡単にガードレールばかり造ればいいという——できないところはたくさんありますもんね。こんなところの歩行者の安全というのはどういうふうな感じですか。ここで目指すものというか、うたっているもの。

○田元くらしの安全推進課長 歩道の設置につきましては、やはり道路管理者が施策を強力に進めていくものと考えておりますけれども、私たち環境生活部としましては、まずは県民の飲酒運転根絶の機運を高めたいというようなことを考えております。そのために、先般から県民に川柳の募集というのを実施しております。これは毎年実施してるもので

が、小学生から大人まで飲酒運転に関する川柳、これを募集して、優秀者は表彰して、さらに優秀作品を使って各種の広報に活用するというようなこともやっております。まず、飲酒運転をしない、させないという機運を醸成することが、環境生活部としては大事なことかなと考えております。

○城下広作委員 歩道の設備は、これは土木といろいろ関係するし——非常に分かりやすいのは、何回も私たちもよくお願いする、また目にするのが、もう白線が消えている、横断歩道の色があるかないか分からない、雨のときは分からない。国道でも中央分離帯の線が分からない。そのことによって、横断歩道には最近カラーの部分で、白と普通塗らないところに青とか色のはっきりするとかで、ここは歩行者ですよ、ここはいわゆる交差点に近いですよという道路表示で注意喚起をするとか、いろんなこともやっておりますよね。あんなのも何か織り交ぜながら積極的に、言わば注意喚起を強力にやるということも事前に事故を防ぐという有効な手だてかなということもありますので、それも総合的に、この第11次はしっかりと考え、また徹底できるような形で県民に周知徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 男女共同参画計画の策定ということで話していただきましたけれども、ちょっと話を聞いておって驚きましたのが、真ん中ぐらいに第4次県計画の成果ということで、目標値に到達できたのが全体の約2割ということで、8割ぐらいが目標値に達してないということで、第5次に向けてはしっかりとこの課題をクリアしていただいて頑張っていたかなければなりませんけれども、これ

大体、第4次までずっと経過をたどっていきますと、あまり目標値に達してない、大体こういう傾向なんですかね、これまでは。

○木村男女参画・協働推進課長 今お尋ねがありました計画の成果指標の達成状況ということかと思えますけれども、第4次計画の成果指標の達成は約2割でございまして、一応どの指標につきましても成果は上がっているんですけども目標までは到達していないというような状況でございまして、やはり第5次は、先ほど申し上げましたとおり、加速化が必要だというふうに考えております。

加速するにはどうしたらいいかということで、やはり私どもだけで男女共同参画をやっていくには非常に無理がございまして、全庁を挙げて、それから関係機関、市町村、皆さんと一緒にこの男女共同参画について取り組んでいかねばならないというふうに考えておまして、関係機関等との連携というのを、第5次では力を入れていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 今までもあまりその目標達成というのは、第3次ぐらいまでの計画も大体こんな感じだったんですか。

○木村男女参画・協働推進課長 状況としては、同じでございまして。

○鎌田聡委員 第5次になって飛躍的に伸びますというのは、なかなか厳しい話だろうと思います。この課題がずっとこういう状況で動いてきておりますので、やはり言われたように、これまで以上にやっぱり関係機関との連携とか推進体制、こういったものをしっかりと強めてもらわないと、また多分5年後に同じことを言っている可能性もございまして、しっかりとこの辺意識をして、今後、第5次ではしっかりと、せめて半分、もう全部到

達しなければなりませんけれども、それに近い目標達成できるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか——ほかに質疑がなければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は3密を防ぐため出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の先生方から何かありませんか。

○城下広作委員 今日の一面の新聞のことに関係することですけども、ちょうど私は4月ぐらいに、ある人から問合せの電話がありました。4月の段階。

熊本に大きなプロジェクトがあると。そしてソニーが、ある意味では工場を拡張し、用地をいろいろ探しているという話を、ちょっと私に電話があつて、御存じですか。いやいや、そんなのは知らない。県からそんな話も聞いたこともないし。そんな大きな、そのときの金額も約1兆円という数字を逆に言って——まあ1兆円近くと、ものすごく大きなプロジェクトみたいだと、今度は民間人からそういう話を聞いて。当然4月ですから、そんなことは我々は聞いてないし、そういう大きい話だったら我々にだって県からいろいろ話はあるだろうと。それはだまされなすなと、私はそう言わざるを得ぬ。そうしたら、その後に日刊工業新聞とか、具体的に1兆円だの、ソニーとかTSMCとか、名前がばんばん出てくる。また、その内容は不確定だと言いながら、だけれども似たような話を言う。日経にもまた5月になったら出てくる。御当地、熊日さんもそういう記事をばんばん

書く。今日は御丁寧にも土地の問題の話があって、そしてちょうど常任委員会の前か何か知らぬけれども、昨日そういう話が決まったという。えらい何かこう、どちらかという、たんと進んでいることを、我々がただ単純に正式に聞いておらぬのか、知らぬのかというようなことになると、我々は議会人でありながら、直接聞いたら、何も聞いておらぬとか、分からぬと言われると、何ばしょっとねというような形で思われる人もいますよ。

それで、こういう大事な話だから、恐らく簡単に何でもオープンにできないということも、当然それは秘密裏にというか、企業誘致だからそういうのはあるでしょう。だけれども、どこまでそういう話を我々に、逆に言えば、こういう動きがあるとかないとかいうようなことを報告するとかしないとか。全部先に、新聞とか何とかからばんばん聞いた後追いで、我々がそのことを裏を取っていくみたいな話は——もっと言えば、その話は10月ぐらいからありましたもんねという話を言われると、民間のほうは何でそんなことが分かるのと、私は逆に不思議でたまらないわけですよ。

いずれにしろ、やっぱり正式には言えない、言いにくいところもあるでしょう、そんなことは分かっていますので。

いずれにしても、せつかく今日のことも踏まえていっぱいいろいろ情報が出てきたりとか、確定なのか不確定なのか、そういうことを踏まえて、県の立場として、今の段階で言えるようなことの流れというのを若干説明していただきたい。

そうしないと、我々も尋ねられたときに、それは新聞読んでくださいと、そういうわけにいかぬものですから、立場的には。そういうことを、ちょっと整理を。言える範囲で構いません。何もかも、言うてはいけないことを言えと、そこまでは思っておりませんし、

そんな話もまだないでしょうから。その辺を整理をしたいという意味で質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

委員の御質問についてでございますけれども、半導体関係の企業、まあ一般的な企業もそうなんですけれども、大変好調でございます。常に世界的な競争を見込んだ投資あたりについては考えてございます。

私ども県としましても、町と協力しながら、固有名詞でございますけれども、ソニーさんあたりには、これまでの投資状況については、状況等を伺いながら進めてまいりました。

ただ、残念ながら企業さんの状況もありまして、投資の検討は進めてるけれども、まだ決まっていないというふうなお返事をいただいたものですから、なかなか、それ以上のお答えができなかったのが実情でございます。

それを踏まえまして、現状でございますけれども、企業誘致につきましては、先般から、将来的な企業の進出に向けて工業団地を整備されておりました。

その中で、せんだってソニーのほうから菊陽町に対しまして、町が整備している工業団地を購入し土地造成の準備に取りかかりたいというふうな申出がございました。

省みますと、ソニーさんが持っていらっしゃるCMOSイメージセンサー、これが事業の拡大をしておりますので、この将来的な拡大に備えるために土地の購入を申し出されたというふうに聞いております。

今後のスケジュールでございますけれども、具体的な投資の規模ですとかスケジュールについては、まだ今後決めていく、決まっていないというふうなことでございますので、私どもとしましては、菊陽町あるいは関係者と連携しながら、今後の投資状況について

ては情報収集したいというふうに思っております。

なお、今回申入れは、土地をこういうような形でソニーさんが申し入れたのは初めてでございますので、私どもとしては大きな一歩だと思っております。これを契機として、私どもの半導体集積がさらに事業拡大によって進めば、県経済の活性化になると思っておりますし、関係機関と連携しながら、事業が進むように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 ニュース的には、大変、熊本には光栄な話です。ぜひ実現できることが最大の願いですので、それはもう頑張っていたきたい。

ましてやソニーさんも、全国にいろんな場所に持っておられるその中で、熊本をぜひ選んでいただきたいということと、その先には、ただソニーだけではなくて、世界ナンバーワンの台湾の企業も、もしかしたらという話も、まあ確定じゃないけれども、そんな話もできていると、やっぱり規模とか安定性とか、そういうのは非常に、やっぱりある意味では大きいですから。表でなかなか言えない部分で頑張らないかぬところもあるでしょうし。しっかりまず頑張ってください、そして熊本の将来が少しでも明るくなるような形で、いずれにしろ頑張ってくださいというふうに思っています。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 すみません。オリパラのホストタウンの話をちょっと教えていただきたいんですけれども。いよいよ、月が替わりますとオリンピック・パラリンピックということで、なし崩し的に進められていますが、イン

ドネシアのバドミントンが、熊本はホストタウンになっていたと思います。いつからいつまで来られて、今の予定がどうなっているのか、本当に来られるのかどうなのか。来られるのであれば、いつからいつまで、またその感染対策ですね、PCR検査を連日やるのかどうなるのか。そういったところも、ちょっと現状を教えてくださいと思います。

○協観光企画課長 インドネシアバドミントン代表チームの事前キャンプの件でございます。

一応、日程はまだ申し上げられませんが、近々こちらのほうに来られる予定で現在準備を進めております。

御心配のとおり、今東京都内でも感染拡大が少しずつ広がっております。それで、インドネシアのバドミントンチームとは、ここ数か月にわたりまして様々な議論を重ねてまいりました。

インドネシアバドミントンチーム、選手それから関係者を含めて約25名がこちらのほうに来熊されるということになっておりますが、皆さんワクチンを2回接種した後、それから組織委員会の示されているガイドラインに基づいて、完全に隔離した状態で、空港から、要は羽田空港から熊本空港まで、いわゆるバス等は完全隔離させていただきまして、飛行機等は完全に、その周辺のお客様を完全に寄せられないように、かなり多めに客席を取りまして、一般の県民の皆様方、国民の皆様方と接触をしないような取組をさせていただいております。

また、こちらに来られても、練習等非公開とさせていただきまして、また体育館等ではほかの県民の方が使われている方との動線等も、しっかりと分ける形を取りまして、完全に県民の皆様方と選手の皆様方の動線は分離をさせていただきます。

また、選手につきましても、毎日PCR検

査を行います。そして関係する私どもの職員、それから関係するような運転手さん、通訳さん、こういったところに関しましても、毎日PCR検査を受けるとともに、もう事前にワクチンの接種についても現在準備を進めているところでございます。

また、ホテル等につきましても、1フロア全部貸し切って、ほかのお客様と接触がないように努めていきたいというふうに思っておりますし、また外でのお買物、こういったものについても職員が代行して行うなど、完全にバブル方式で、一般の県民の方、国民の皆様方と接触しないように、万全の態勢で今準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 感染予防対策は万全ということでありましたけれども、ウガンダも御案内のとおり、2名陽性者が出ておるということで、ワクチンを打たれて来ていたのにということでもありましたし、なかなか想定できない感染拡大というのも予測をされるわけですから、それでいろいろ分離して、選手の皆さんもこれ不自由なんですよ、もう外出もできないとかですね。せっかく熊本に来て、どこに来ておるかわからぬような状態。それでも来られると今のところ言われているんですね。

○脇観光企画課長 今のところは、ぜひ来たいとふうにおっしゃられております。我々もホストタウンとして、やっぱり交流という点もありますので、予定した交流は全てキャンセルをしているんですが、いわゆるオンラインで交流するなど、来たインドネシアのバドミントンチームの皆様方に対しても、最大限のおもてなしをしたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 大変だろうと思いますけれど

も、やっぱり選手の皆さんも大変ですけども、受け入れる県民の皆さん、県民の不安というのもあるわけでありまして、そこが、もう来てくれるなという話にならないように、しっかりとそこは、今言われるような対策で十分なのかどうなのか、もう一回、国も何か指針を出してやられるそうですけれども、それに基づいてやっていただきたいと思っておりますし、これは県職員も何か張りつけてやるんでしょう、ホテル、どうですか。

○脇観光企画課長 一部、職員を張りつけます。

ただ、その職員に関しては、先ほど申しましたように、ワクチン接種、それから毎日のPCR検査しっかりとやらせていただくことにしておりますので。

○鎌田聡委員 職員とか体育館の人とか、動線を分けるということでありましたけれども、しっかりとその辺は徹底をしていただいて、感染が熊本で大変なことにならないように、ぜひ万全を尽くしていただきたいと思えます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後1時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長